矢板市スポーツ大会開催報奨金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、矢板市のスポーツツーリズム推進のため、宿泊を伴うスポーツ大会を開催する団体等に対して報奨金を交付することにより、スポーツ交流人口の増加及び経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 宿泊施設　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）に規定するホテル営業又は旅館営業、簡易宿所営業に該当する施設及び住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）に規定する住宅宿泊事業者が営む施設
2. 延べ宿泊者数　開催日前後において、矢板市内の宿泊施設に宿泊したスポーツ大会の参加者（指導者を含む）に、泊数を乗じた数

（対象）

第３条　報奨金の対象は、矢板市内の施設を主たる会場とし、延べ宿泊者数が２０人以上あるスポーツ競技を目的とする大会を主催する法人、協会又は連盟（以下「主催者」という。）とする。ただし、同一年度に１回のみの交付とする。

２　上記の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金の対象としないものとする。

1. 国又は地方公共団体が行うもの
2. 国又は地方公共団体から補助金等の支援を受けている、又は受ける予定のもの
3. 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団又はその構成員が役員となっている団体が行うもの
5. その他市長が適当でないと認めるもの

（報奨金の額）

第４条　報奨金の額は、延べ宿泊者数に１，０００円を乗じた額とし、１件あたり１０万円を限度とする。

（交付申請）

第５条　主催者は、矢板市スポーツ大会開催報奨金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 大会計画書
2. 収支予算書
3. その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、報奨金の交付を決定するものとする。

２　前項の規定により報奨金の交付を決定したときは、市長は、報奨金交付決定通知書（別記様式第２号）により、主催者に通知するものとする。

（計画変更の承認）

第７条　主催者は、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく計画変更（中止）申請書（別記様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該大会の変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

1. 大会の内容を変更しようとするとき
2. 予算を変更しようとするとき
3. 大会を中止しようとするとき

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合には、報奨金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

３　市長は前項の規定により、報奨金の交付決定を変更又は取り消したときは、報奨金変更交付決定通知書（別記様式第４号）により、主催者に通知するものとする。

（実績報告及び交付請求）

第８条　主催者は、当該大会を完了したときは、速やかに実績報告書（別記様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

1. 収支決算書
2. 宿泊証明書（延べ宿泊者数について宿泊施設が証明するもの）
3. その他市長が必要と認める書類

２　主催者は、報奨金の交付を受けようとするときは、矢板市スポーツ大会開催報奨金交付請求書（別記様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 報奨金交付決定通知書の写し
2. その他市長が必要と認める書類

（事務の実施）

第９条　市長は、市が指定する法人その他の団体に事務の全部又は一部を行わせることができる。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和２年３月２３日から施行する。